

標準営業約款登録業者の方を対象とした 運転資金(振興事業貸付)のご案内

国民生活金融公庫では、標準営業約款（Sマーク）に登録している業者の方を対象とした運転資金を取扱っております。

通常の運転資金よりも有利な利率でご利用いただけるのが特徴です。

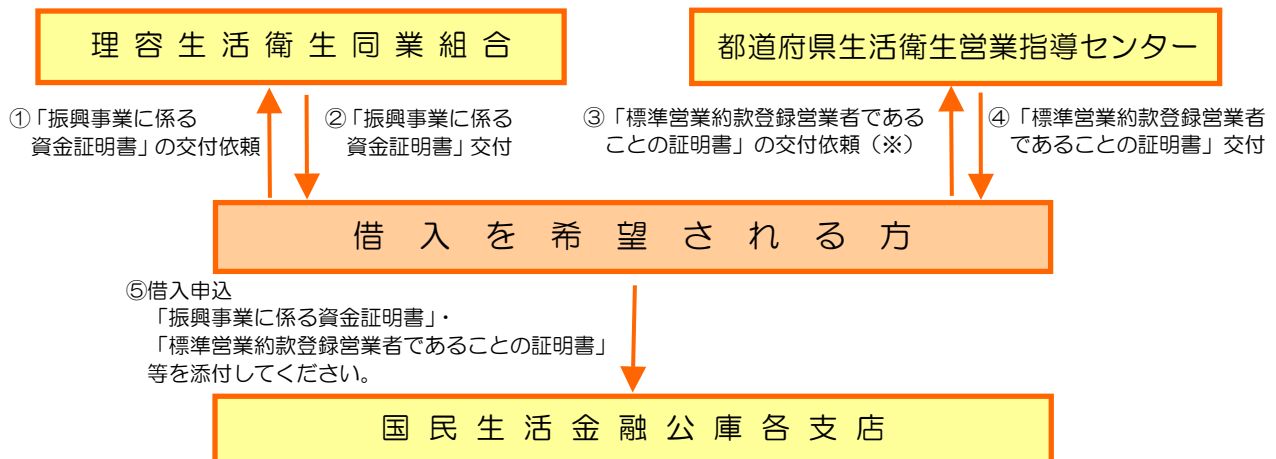
(利率は平成 19 年 12 月 12 日現在です。)

● 制度のご案内 ●

	運 転 資 金
ご利用いただける方	理容生活衛生同業組合の組合員の方で、標準営業約款に登録している業者の方
ご 融 資 額	5,700万円以内
ご 返 済 期 間	5年以内（特に必要な場合7年以内）
据 置 期 間	6ヵ月以内（特に必要な場合1年以内）
利 率	特利A（1.95%） ★通常の振興運転資金は基準利率です（2.30%）。

- >利率は金融情勢によって変動いたしますので、お借入金利（固定）は、記載されている利率とは異なる場合がございます。
- >担保・保証人につきましては、①経営者やご家族等の保証（2,000万円以内、金利0.65% 上乘せ、他）、②第三者の方等の保証、③不動産等の担保、等からお選びいただけます。
- >審査の結果、お客さまのご希望に添えない場合がございます。

● お申込の手続き ●



(※) 組合経由で行える場合がございます。ご加入の組合へお問い合わせください。

★くわしくは、お気軽に国民生活金融公庫各支店へお問い合わせください。
〔ホームページアドレス <http://www.kokukin.go.jp/>〕